

第74回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

## コーポレートガバナンス・コードに係る実務対応

～取締役会・独立役員・改訂版コード対応につき～

大阪株式懇談会

はじめに（提案の趣旨）	1
I 概説	2
1. コーポレートガバナンス・コード 概説	2
2. 改訂版コーポレートガバナンス・コードおよび対話ガイドラインの概要	14
3. CGSガイドライン改訂版の概要（改訂版コーポレートガバナンス・コードとの関連を含む）	17
II 各コードとその実務	25
1. 取締役会等の責務等	25
2. 役員およびCEOの選解任の方針と手続	39
3. 取締役会・監査役会の構成	54
4. 取締役・監査役の兼任社数	60
5. 役員報酬の決定方針と手続き	62
6. 任意の諮問委員会	67
7. 独立社外取締役	72
8. 監査役・監査役会・非業務執行役員	90
9. 取締役会の実効性確保	93
10. 会社と役員の利益相反	110
11. 政策保有株式	114
12. 非財務情報の開示	128
13. 資本コスト・事業ポートフォリオ	134
14. 中長期的な企業価値の向上	143
コーポレートガバナンス・コード各原則等と本提案書対照表	151
【参考文献】	157

（注）本提案書の記載内容は、特記のない限り、上場会社である取締役会設置会社を前提としている。

[法令等の略称]

- ・ 会社法⇒法
- ・ 会社法施行規則⇒施行規則
- ・ 会社計算規則⇒計算規則
- ・ 金融商品取引法⇒金商法
- ・ 金融商品取引法施行令⇒金商法施行令
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令⇒開示府令
- ・ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令⇒取引規制府令
- ・ 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令⇒委任状勧誘府令
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律⇒振替法
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律施行令⇒振替法施行令
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程⇒上場規程
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則⇒上場規程施行規則
- ・ コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所制定）⇒本コード  
なお、2018年6月1日付で改訂された本コードの改訂版に言及する場合は「改訂版コード」、改訂前の本コードに言及する場合は「改訂前のコード」とした。
- ・ コーポレートガバナンス・コード原案⇒本コード（原案）
- ・ コーポレート・ガバナンス報告書⇒CG報告書
- ・ コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針⇒CGSガイドライン  
なお、2018年9月28日付で改訂されたCGSガイドラインの改訂版に言及する場合は「CGSガイドライン改訂版」とした。
- ・ 投資家と企業の対話ガイドライン⇒対話ガイドライン
- ・ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議⇒フォローアップ会議
- ・ フォローアップ会議における「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」と題する提言（2018年3月26日付公表）⇒提言
- ・ コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議⇒本有識者会議

[文献等の略称]

本提案書において【金融庁解説】とあるものは、「旬刊商事法務」に掲載された以下の記事を指し、改訂版コードに関するものは【金融庁解説】<改訂>、改訂前のコードに関するものは【金融庁解説】<改訂前>とした。

- No. 2062 コーポレートガバナンス・コード原案の解説〔Ⅰ〕
- No. 2063 コーポレートガバナンス・コード原案の解説〔Ⅱ〕
- No. 2064 コーポレートガバナンス・コード原案の解説〔Ⅲ〕
- No. 2065 コーポレートガバナンス・コード原案の解説〔Ⅳ・完〕
- No. 2171 コーポレートガバナンス・コードの改定と「投資家と企業の対話のガイドライン」の解説

- ・ 全国株懇連合会「平成30年度全株懇調査報告書～株主総会等に関する実態調査集計表～」⇒全株懇調査
- ・ 商事法務研究会編「2018年版 株主総会白書」旬刊商事法務2184号（2018年、商事法務）⇒株主総会白書

なお、文中の「コンプライ率」とは東証「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2019」（2019年5月公表）の添付資料にある、市場第一部・第二部上場会社計2621社のコンプライ率（2018年12月時点のもの）を指す。

## はじめに（提案の趣旨）

本コードの施行から4年が経過した。2018年には、本コードの改訂もなされた。発行会社としては、コーポレート・ガバナンスのあり方、ひいては会社の経営について、少なからぬ影響を受けてきた。また多くの開示事例やコードに基づいた実務のプラクティスも知られるようになってきた。

今後、各社において、コーポレート・ガバナンスを深化させていくには、本コードが投資家をはじめとした会社を取り巻くステークホルダーと、会社自体の中長期的な成長の双方に資するものである、という認識を前提に、本コードをより深く理解し、各社の実情等を踏まえつつ、実践していくことが有効であると考えられる。

過去、当会の提案書において、役員については2013年の「取締役・取締役会の実務」、本コードについては2017年の「株主との対話を志向した株式実務」にて取り扱っている。しかしながら、前者は主に会社法からのアプローチで社外取締役の存在が一般的になる以前のものであり、後者はあくまで株主との対話に主軸を置いており、役員（特に取締役）に関する内容にはさほど重きを置いてはいない。

そこで、積み上げられてきた開示事例や各コードに基づいたプラクティスをまとめることで、会社が取締役会等のあり方や役員に係る様々な検討を行う際に、実務の側から経営陣に適宜必要な情報を提供できるよう、以下の方針の下、本提案書を提示するものである。

- ・取締役、独立社外役員等に関連する各コードを中心に、その各コードの考え方を金融庁解説を引きながら確認するとともに、関連する法令等の情報も適宜取り上げる。
- ・各コードのコンプライ率、開示事例を取り上げ、その取組みを紹介する。
- ・その他、実務に資するようなトピックがあれば適宜取り上げる。

なお、本提案書は、単純にコンプライすることを目的とするものではなく、また、各種開示書類を作る上で、ひな形的な記述を提供することを意図してはいない。各原則の指し示すところを真摯に理解し、会社の実情に応じて実践する、または株主が十分理解できるような説明を会社が行うことができるような助けとなることを目指している。

株価を含めた経済事情が、不透明な状況であっても、コーポレート・ガバナンスを意識した会社の経営が広く深く浸透していくことは不可逆な流れであるように思われる。単に我々実務担当者の業務を円滑化するだけに留まらず、各社の経営、中長期的成長に資するよう活用いただくことを願ってやまない。